

Title	基督教会と徴利問題 (六、完)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.12 (1921. 12) ,p.1628(74)- 1649(95)
JaLC DOI	10.14991/001.19211200-0074
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211200-0074">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211200-0074</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 基督教會と徴利問題 (六、完)

高橋誠一郎

二十

最近の研究は組合の許容が初め徴利禁止法の回避を是認するが爲めに意識的に企圖せられたる詭計に發すると做すの意見(Endemann, op. cit. i. S. 362; cf. S. 343.)が甚しく過實のものなることを明かにせり。組合契約の慣行及び法理は全く中世初期の必要及び事情より獨立して發生したるものにして、未だ基督教會が日常の經濟生活に對して徴利の禁止を強制せんとする何等眞面目なる企圖の存せざりし以前に於て既に完全なる形態に到達せるなり(Weber, op. cit., Ss. 111-114; Ashley, op. cit., ii. pp. 411-412; O'Brien, op. cit., pp. 205-6.)。

中世に於ける商業上及び工業上の組合制度は羅馬法に於ける *societas* の規定とは全然別個獨立の起源を有するものにして之れと何等直接の連絡なきものなり

(Weber, op. cit., S. 3, seq., S. 12.)。中世後期に於ける組合(*societas*)の最古の形態は一般に *Commenda* より發達せるものなりと認めらる。 *Commenda* は本來外國貿易に従事せんことを欲するも、而も自ら海を越えて其の貨財若しくは貨幣を携帯することを好まざる商人が特定の航海または企業に對し自己の危險に於て之れを代理商若しくは旅商人に委託し、前以て協定せられたる報酬に對して外國に於て最も有利に之れを處置せしむるの契約にして早く既に第十世紀に於て(少くとも其の後期に於て)伊太利亞の諸商業都市を初めとして西班牙並びに地中海沿岸の基督敎國に於て廣く行はれつゝありしものなり。(L. Blancard, "Note sur la lettre de change à Marseille," Bibliothèque de l'École des chartes, vol. XXXIX p. 110.)。國內に留まれる商人は *Commendator* 又は *socius stans* として知られ、代理人は *Commendatarius*、*tractator* 若しくは *portator* と稱せらる。企業の利潤分配の取極めは *Commendatarius* は四分の一、*Commendator* は四分の三を受理するを以て最も普通とす。斯くの如きは第十三世紀の交に在りてジェノヴァ人の貿易に於ける *Commenda* に普通なる形態にして、下の如きものは代理人の認めたる證書書式の標本として見る可きものなり。(1) *Ego*

bonus vasallus maraccius accepi in commendacionem a te wilhelmo Hiarido libras 50 in panis, has portare debeo apud messaniam laboratum et ex inde quo voluero, quartam proficui habere debeo et expensas debeo facere per libram. (1) Ego Paschalis Tresmezailas confiteor et recognosco tibi Johanno de Mandalio me habuisse et recepisse a te in comanda 40 libr. regalium coronatorum, implicatas in I caricha piperis, etc.... cum qua comanda predicta ibo... ad lucrandum et negotiandum in viagium Capte... ad tuum reserum et ad quartam partem lucri. (兩者共に L. Goldschmidt, Handbuch des Handelsrechts, Bd. I, Universalgeschichte des Handelsrechts, 1891, S. 262. N. 93. 及び Ashley, op. cit. p. 478. に引用せらる) 然れども應がて Commendatarius は自ら資本の一部(其の三分一を普通とす)を提供し Commendatarius として全利潤の四分の一並びに資本家として其の殘餘の比例的配當を受理するに至れり。斯くて彼れが資本の三分の一を提供せる場合には tractor としての四分の一の配當の外に資本家として殘餘の三分の一を收得するが故に、結局利潤の分配は折半せらるゝと爲る可し。此の種の契約は概して societas として知られたるも、ヴェネチアにては collegantia と稱せらるゝの常なりき。更らに進んで tractor は數名の socii status 即

ち匿名組合員に代つて行動するを普通とするに至り、彼れは次第次第に企業に對し眞の管理者たるの地位を占むることゝ爲り、主として其の發達を見たる航海組合 (societas maris) に在りては國內の資本家が factor の熟練と勞働とを自己の爲めに利用するよりも、寧ろ旅商人が socii status の資本を自己の爲めに利用することゝ爲れり。這般の契約は初め主として航海業に於て利用せられたるものなるが、後に至つて漸次國內交易に及び、最後には地方的製造工業に於てすら利用せらるゝに至れり。斯くの如き慣行は現今歐洲大陸に於て一般に行はるゝ合資會社 (société en commandite) の淵源と爲れり (Code de Commerce, liv. I. tit. III. §§ 23-28.)。

然れども近世の英國及び獨逸に於ける合名會社 (partnership, offene Gesellschaft) の直接の父たりしものは Commenda に非ずして、兄弟親戚若しくは朋友が共同の家計を形成し「同一の麵包を食ひ」(Com-panis 或ひは Cum-panes は即ち *com-panis* にして此の言葉より Company 及び Compagnon なる名辭は發するなり) 同一の店舗若しくは仕事場に於て同一の小商業若しくは手工業を經營する慣習より發達せるものなるが如し。尙ほ又た近世に於ける株式會社の仕組は其の源を大部分中世のギルドに覓

むることを得可し。英國東印度會社の如き最初の株式會社は單に株式の點を除きては其の總べてに於て更らに是れよりも古き「冒險家(adventurers)」の商會と同一の組織を有するものなり。是れ等の商社は大都市に於ける吳服商若しくは雜貨商等の組合(Crafts)又は會社(Companies)を模倣せるものにして、又は是れ等のものは更らに溯りて一層古き商人及び手工ギルドの組織に則れるに過ぎず。而して株式組織は直接の經驗に由りて誘入せられたるものなる可きも、其の目的を達するが爲めに採用したる形態は恐らく當時政府公債に關して行はれつゝありし慣行によりて影響を受けたるものなる可し。政府に對して其の所要の貨幣を前貸し、之れに對して一定の商業上の特權を取得する資本家の組合は最初は單に一時的の目的に對して設立せられたるものなるが、一千三百四十六年シーオー及びフオケイアのジエノヴ人の Maona (一名 Maona Dei Giustinini) に至りて更らに永續的なる組織を見たり。Simon Vignos 等によりて行はれたる遠征の爲めにジエノヴ市の必要とせる公債に對する報酬としてシーオー及びフオケイアの利用を同邦の保護權の下に同會社に委託せるものにして、併せて彼れ等は重要なる商業上の獨

占權を取得し、一千五百十三年に至るまで獨立の存在を持続したるが、此の年を以て有名なるジエノヴの Monte delle compere e dei banchi di S. Giorgio に賣收せられたり。後者は十分なる組織を有するに至りたる會社組織の銀行にして一千四百〇七年を以て創設せられ、ジエノヴ共和邦の滅亡に至るまで存続せり (Goldschmidt, op. cit. Ss. 295-297. 參照)。

## 二十一

組合員の利潤收受の正當なることは吾人の知悉する範圍に於ては未だ曾つて教會及び教會法學者によりて疑問とせらるゝことなかりしが如し。早く既に一千二百〇六年法王インノーセント三世はジエノヴの大僧正に與へたる書中に於て、寡婦の所有財産は一定の場合に於て「正直なる利得によりて」所得を生せしめ得るが爲めに「一定の商人に委ぬ可き」ことを明白に勸告せり (Corpus Juris Canonici, Greg. Decr., lib. IV. tit. xx. c. 7.)。這般の慣行が全然異論なきものと看做されたるの事實は初期の教會學者が單に之れを記すに過ぎざりしに徴して明かなる可し。而も聖トーマスは或る人が商人によつて交易に使用せらるゝが爲めに其の貨幣を之

れに委託するによりて生せしめらるゝ利潤と貸付より生ずる利潤とを明確に區別し、前者の場合には貨幣の所有權は移轉することなきが故に、利潤を受くる者も亦た委託金を賭するものなりと觀たり。貨幣を貸付くる者は借手に對して該貨幣の所有權を讓渡するなり。是に於て乎、借手は彼れ自身の危險に於て其の貨幣を保有し、而して其の全部を償還するの義務あるなり。従つて貸主は其の以上を取立つ可きものに非ず。他方に於て其の貨幣を商人若しくは工匠に委託して一種の組合を形成する者は彼れ等に對して該貨幣の所有權を讓渡することなし、即ちそれは依然彼れのものとして残るが故に、彼れの危險に於て商人は之れを以て投機を行ひ、又た工匠は其の職業に之れを使用するなり、従つて又た彼れは彼れに屬するものとして其の貨幣より生じたる利潤の幾分を正當に要求するを得可しと (Sumner, 2a, 2ae, q. lxxviii, a. 2, ad. 5.)。組合に關する爾後の所論は皆な此の定則を以て出發點と爲すなり。

各組合員が企業の經營に参加する組合に關しては何等の反對論存することなし。即ち斯くの如き場合に於ける利潤 (Lucrum) は勞働に對する報酬として看做されてその乗車に對して支拂ひ得るの程度は概して大であると見ることが出来るのである。又同じく日中又は夜間の乗客でも日曜日、祝祭日等の如き休日にのみ現はれる乗客は平日規定の仕事を有する者が偶、の遊山行樂の爲めにするものと推察することが出来るが、此の行樂遊山の爲めにする場合には運送の價值が割合に少い。之に反して曜日如何を問はずに日中夜間任意の時刻に乗車する者は多くは所用の爲めであり、その運送價值を認むる程度は比較的高いと推測することが出来る<sup>(1)</sup>。特に商用の爲めなる場合に於てその然るを見る<sup>(2)</sup>。尤も乗車が遊山保養の爲めなるか或は所用の爲めなるかは外部から一見した所では分らないけれども、その行先地の如何と旅行の行はるゝ日時とによつて或る程度までは推測することが不可能ではない。英國に於て一八八三年の所謂 "Cheap Trains Act" がその第二條に於て、各鐵道會社に對して大工業都市の附近に於ては勞働者の爲めに一哩<sup>ペニ</sup>片を超えざる賃率を以て三等車を少くとも毎日一回宛兩方向に向つて運轉することを命ずるの權能を商務院に與へて居るが如き<sup>(3)</sup>、或は白耳義に於て一八七〇年勞働供給の一時的不足を補足せんとするの便宜手段として國有、私有の

れに委託するによりて生ぜしめらるゝ利潤と貸付より生ずる利潤とを明確に區別し、前者の場合には貨幣の所有權は移轉することなきが故に、利潤を受くる者も亦た委託金を賭するものなりと觀たり。「貨幣を貸付くる者は借手に對して該貨幣の所有權を讓渡するなり。是に於て乎、借手は彼れ自身の危險に於て其の貨幣を保有し、而して其の全部を償還するの義務あるなり。従つて貸主は其の以上を取立つ可きものに非ず。他方に於て其の貨幣を商人若しくは工匠に委託して一種の組合を形成する者は彼れ等に對して該貨幣の所有權を讓渡することなし、即ちそは依然彼れのものとして残るが故に、彼れの危險に於て商人は之れを以て投機を行ひ、又た工匠は其の職業に之れを使用するなり、従つて又た彼れは彼れに屬するものとして其の貨幣より生じたる利潤の幾分を正當に要求するを得可し」と (Summae, 2a, 2ae, q. lxxviii, a. 2, ad. 5.)。組合に關する爾後の所論は皆な此の定則を以て出發點と爲すなり。

各組合員が企業の經營に参加する組合に關しては何等の反對論存することなし。即ち斯くの如き場合に於ける利潤 (lucrum) は勞働に對する報酬として看做され得るが故なり。加之ならず、其の組合員の或る者が單に資本を提供するのみにして、勞働を分擔することなく、而も尙ほ利潤を期待するものと雖も亦た等しく正當なるものと看做されたり。唯だ此の場合には微利契約が組合契約の假面の下に隠るゝことある可きが故に、慎重なる穿鑿を行はざる可らず (Summa Astesana, iii, 12)。即ち投資者が抛下せる金額及び之れより生ず可き利得に關して共に事實上「冒險を行ひ、——事實上「危険」を負擔せることを條件とすることを要するなり。危険の負擔は利得に對する倫理的是認の基礎を與ふると共に、又た投資者が依然抛下せられたる高の所有者たることを立證するものと看做されたり。是れに由りて組合の契約は明確に貸與せられたる貨幣の所有權が受領者に移轉するものと主張せらるゝ貸付の契約と區別せらるゝなり。 Baldus に從へば「危険の分擔なき所には組合なきなり」(Brants, op. cit., p. 167.) 而して第十五世紀に於ける伊太利亞の民法及び教會法學者パオロ・デ・カストロ (Paulus Castrens, Paolo de Castro) 亦た曰く「利得の分配を行ふも、損失の分擔なき組合は許容せらる可きものに非ず」と (Consilia, ii, 55. 其の他 Ambrosius de Vignate, De Usuris, i. 62; Biel, op. cit., IV. xv. ii. 參照)。從つ

て附帶的約款に於て投資者をして其の資本の喪失を蒙るの危険を免れしめ、若しくは事業の機運如何に論なく利潤を保證せんとするの企圖は組合契約をして微利禁止法の適用を受くるに至らしめたり。

組合に於ける各種當事者の受理す可き配分を正しく決定す可き方法如何に關しては教會法學者間の意見多岐に馳せて歸一する所なし。蓋し、勞働及び資本が均等なる報酬を受く可きものなりと云ふが如き一定の抽象的原則を具體的事情に適用するは至難の業と言はざる可らず。是に於て乎、教會法學者は契約の廣汎なる自由に同意するの傾向を現せり。特殊の契約存せざる場合に準據せらる可き唯一の原則は各當事者は其の提供したる勤務に準じて報償を受く可しと云ふに在り。彼れ等は各個の配分が不定なる利得に伴つて變動しつゝある間は契約當事者の協定せんと欲する一定の取極めに對し不利なる批判を下さんとするの意向を有せざりしなり。然れども第十六世紀の初葉に至るまで、教會法學者は常に、事業の成績如何に拘らず、投下せられたる資本に對し確定的報酬若しくは配當を約定するは該契約をして微利的たらしむるものなることを教へて變らざりき。

早くピーザに誘入せられたる此の種の取極めは教會が儼然微利の禁止を勵行せんことを企圖するに至りて消滅せり。加之ならず、殆んど總べての教會法學者及び民法家は執行組合員が事情の如何を問はず投入資本全部の償還を受くるの約定すら組合契約をして不正たらしむるものと認むるに於て一致せり (Ashley, op. cit., p. 420.)。

Laurentius de Rodolphis は利潤の分配に際して均等を遵守せざる可らざることを主張し (De Usuris, i. 19.)、本問題に關する最初のモノグラフ De Societibus. の著者 Angelus de Perigis de Perusio は先づ第一に資本を提供せる者は彼れの投入せる所に等しき高を償還せられ、又た勞働を提供せる者は其の勞働の價值に等しき高の支拂を受けざる可らず、而して後、尙ほ殘存せる餘剰は何れも兩當事者の間に平等に分割せられざる可らずと做すの準則を説述せり (De Societibus, i. 130.)。然れども利潤は如何なる割合を以て配分せらるゝやの問題は實際上頻繁に發生する所のものに非ず、蓋し是れを以て最初よりして其の契約の一條件たらしむるは組合員に取りて殆んど一般に行はれたる慣習なりしが故なり。而して三分の二及び三

分の一と云ふが如き不平等なる利潤の分配を行ふことを協定することも亦た、可なり。廣汎なる範圍内に於て可能なりしなり。然りと雖も、利益及び損失の分配は同一ならざる可らず。一方の當事者が利潤の三分の二を收得しながら僅かに損失の三分の一のみを負担すること能はず。然れども損失が利益より控除せられたる時、一方の當事者は殘高の三分の二、他は其の三分の一を取得す可きことを契約するを得可し (Ibid.)。固より如何なる場合と雖も、資金を提供せる當事者が事情の如何に論なく其の元本の返還を受く可きことを約定する能はず、即ち斯くの如きは貸付の契約に外ならざるが故なり。勞働を提供せる當事者は如何なる場合に於ても其の勞働に對して支拂を受く可きことを正當に契約するを得可し、而も斯くの如き場合には該契約は *societas* たる性質を失ひて *locatio operarum* 即ち勞銀を目的とせる普通の勞働契約と爲る可し。總べての場合に於て企業の利益及び損失に對する共同の參加は組合契約の至要なる條件たりしなり (Ibid.; O'Brien, op. cit., pp. 209-210.)。

## 二十二

企業の危険大ならば投資者が成功の場合に協定す可き報酬も亦た大ならざるを得ず。其の出資組合員をして殆んど何等の危険を冒さしむることなき地位に在る商人は自己に取りて有利なる條件を以て契約を締結するを得可し。彼れにして若し事業の成績如何に論なく投入資本を償還す可き法律上一定の保證を與へ得可しとせば其の契約は彼れに取りて更らに有利なるものと爲るを得可し。組合の舊形態は交易の機運が全然不確定の裡に存したる間は有利なりしも、今や其の安定の度を加ふると共に、更らに克く新たなる状態に適合せる一定の協定を必要とするに至れり。斯くの如き事情に由りて第十五世紀の後半に至り謂ゆる「三重契約 (Contractus triplus)」なるものを生ずることゝ爲れり。「三重契約」に依れば投資者は依然企業の利潤及び危険に参加するものと想像せらるゝも、而も同時に其の資本の喪失に對して自己を保險し、而して利潤の大小、有無に拘らず、年々支拂はる可き一定の高に代へて利潤の分配に参加するの權利を拋棄するなり。「三重契約」を以て當初よりして教會法の微利禁止を回避す可き狡計として發生したるものと観るは恐らく妥當の解釋に非ざる可しと雖も、而も斯くの如き形態の下に於

ては組合契約は其の要件たる危険の共同負擔を失ひて其の性質全然徴利貸付に外ならざるに至れり (Ashley, op. cit., pp. 440-441; O'Brien, op. cit., pp. 210-211.)。

然れども這般の契約を以て正當なりと主張する有力なる神學者なきに非ず。 Angelus de Clavasio (Carletus) は凡そ一千四百七十六年の交に刊行せる Summa de Casibus Conscientiae (Summa Angelica) として知らるゝものの中に於て、這般の見解を持し、ガブリーエル・ブーエハは其の Inventarium seu Repertorium generale super quatuor libros Sententiarum, 1501. 中に、斯問題に關する前者の一項を逐語的に挿入せり (Ibid., IV. dist. xv, qu. 11, dub. 10.)。史家 William Edward Hartpole Lecky は其の History of the Rise and Influence of the Spirit of Rationalism in Europe, 1865. に於て「三重契約」の案出を以てイニスマイタ教徒に歸せり (vol. II. p. 267)。

而も「三重契約」が夙に第十五世紀の後期に於て其の擁護者を有し、而してイニスマイタ派が初めてイグナチウス・ロヨラ (Ignatius de Loyola) によりて創立せられしは一千五百三十四年なるを思は、斯くの如き所説の虛妄なるを知る可く、Charles Gide 亦た這般の謬説を踏襲するの無識に陥れるものと云ふ可し (Political Economy, trans. from the 3rd. Ed. (1913) of the "Cours D'Économie

Politique," p. 556.)。

次いでインゴールシュタットの青年教授ヨハン・エック (Johann Maier (Mayer) von Eck) は一千五百十四年、同所に於て其の聽講生に對し這般の問題に關して講演を行ひ、同年秋にはアウグスブルクに於て數多のカルメル派の神學者等と論争を開き、商人は正當に五分を支拂ふ可きことを期待せられ得るものなることを主張せりと一般に解釋せられたり。一層強硬なる教會法學者は到る處に反抗の態度を示し、エックの被監督管區アイツヒシュテットの僧正は爾後其の管区内に於て再び論辯を行ふことを禁じ、マインツ大學の教授會は同大僧正の諮詢に對して、學者が教會によりて未だ決定せられざる諸問題を論議するは敢て不法に非すと雖も、一見不都合の觀ある意見を主張するを慎むを以て得策と倣す旨を答へたり。エックは斯くの如き反抗に由りて屈することなく教會法に於ける最高の權威たるポロイヤ大學に訴へて是非を決定せんと志し、獨逸の大富豪フツカー (Fugger) 家の給費を受けて遙々同地に出發せり。此の旅行記は Orationes tres... non inelegantes, 1515. 中に印刷せられたる其の Epistola ad Chunradum Abbatum. 中に看出るゝを

得可し。彼れの物語る所に據れば民法學者は常に徴利の問題に關し神學者と不和なりしが故に、彼れは法學部に對して、其の往訪の機迫れることを通知し、其の同情を求むるに努めたりと。彼れの旅行記は頗る興味あるものなるも、而も論争其の者に就きては不幸にして物語る所極めて少し。唯だ僅かに論争は五時間に亘れること、其の反對者は神學部長にして同時にドミニク教團の方丈たる人なりしこと(同教團は徴利禁止法に關し嚴烈なる意見を有するを以て有名なりしものなり)並びに其の賛成者中には殊に著名なる一法學者ありしことを記すのみ。何等正式の決定は下されざりしと雖も、フランチェスコ教團(常にドミニク教團に對して反對の側に與せんとしつゝあるもの)の司僧、神學の二教授及び教會法の主教授 Joannes Crotus (Joanne Croto de Monteferrato)等は之れを是認せるの證左としてエツクの論文に其の姓名を署するまでに彼れ等の態度を進めたり。エツクは其の成功を以て満足せるものゝ如く、幾許ならずして更らに目覺ましき宗教改革の論争に其の注意を傾けルーテルの反對者として顯るゝに至れり。(Wiedmann, Eck, 1865, S. 54, seq.; Ashley, op. cit., pp. 442-443.)

## 二十三

エツクの論旨は直ちに巴里に於ける第一流の神學者ジョン・メージョア (John Major (Mair)) によりて採用せられ、同じき年に出版せられたる其の「定則書釋義」の新刊中に挿入せられたり。曰く「インゴールシュタット大學の前名譽總長にして頗る博識なる神學者」Joannes Eckius は曾つて契約に關する一問題を我が學部に提出して其の賛否を問へり。然れども我が學部の諸學者は種々なる故障に基きて該問題に就き結束せざりしが故に、教授會は何等の決議を行ふに至らざりき。是に於て乎、幸に讀者の許容を得て余は本問題に關する余が私見を開陳せんとす。先づ係争の問題を示せば下の如し。……案件はボロンヤ (Bononiae) の教會法教授 Joannes Crotus de monte ferrato によりて尙ほ一層明確に表示せられたり。而して Joannes Eckius はボロンヤに於てクロタスの面前に於て公開の論辯を行へるが故に、恐らくクロタスとエキッスとは彼れ等が之れを説述する方法に於て一致するものなる可し。チイチイアスは其の意のまゝに處分し得可き一定額の貨幣を有するも事業の知識なきが爲めに經驗の不足によりて其の家産を減少せしむ可き

を惧れて敢て交易に従事せんとせず。加之ならず、彼れは自己に適す可き一定の地代徴收權を購入すること能はず。是に於て乎、自己の富を保管するに汲々たる此の慎重なる人物は其の商業よりして大なる利潤を得るの常なる正直にして實直なる商人、ガイアスなる者に前記の高を委託し之れを以て交易を行ふ可きことを求むるなり。而もガイアスは種々なる理由に因り損益を分擔する完全なる組員としてチイチイアスを迎ふることを欲せずして、彼れをして損害を蒙るの虞れなく、而して其の額不確定なる利潤に對する彼れの配分として五分を取得せしむ可きことを彼れと協定せり (Gaius autem ex certis causis suum animum moventibus nolens eum accipere ad lucrum et ad damnum, paciscatur cum Titio ut capitali salvo accipiat pro portione lucri sui cuius quantitas incerta est Florenos quinque pro singulis centum.)。尙ほ又た契約當事者の各々は組合契約を解除せんと欲する時は三ヶ月前に告知を與へて之れを行ふこと隨意なる可きことを協定せり。是に於て乎、論争は、チイチイアスが當然五分を返還するの責任を帯びざる以上、這個の契約は公正にして合法なりやと云ふに存するなり。

メージョア曰く「余は此の問題に關し二個の結論を下さんとす。第一は這般の契約は微利的なるものに非ずして、許容せらる可きものなり。蓋しそは各々其れ自體に於て適法にして又た相互に矛盾するとなき三契約の結合に等しきものなればなり、其中第一のものは單純なる組合契約にして、第二は保險の契約、第三は確定のものに對する不確定なる利得の賣却なり」と。而して此の第一の結論より結果し來るものにして、其の附加的論證を掲ぐるの要なき彼れが第二の結論は這般の契約は依然真正なる組合契約なりと云ふに在り (Prior est: Contractus iste non est usurarius sed licitus... Iste contractus equivaleret copulativae ex tribus contractibus licitis sibi mutuo non adversis confatae: ergo iste contractus est licitus... quia equivaleret tribus contractibus quorum unus est societas; secundus est contractus assecurationis; et tertius est venditio lucri incerti pro lucro certo: quorum quilibet est licitus. Secunda conclusio. Praedictus contractus est vera societas et licita.—In IV. Sententiarum, Distinctio xv. Quaestio 49. 尙ほ以上拉典原文の更らに長き抄録は之れを Ashley, op. cit., pp. 485-486. に於て看出る可し)。

斯くて若し宗教改革に次いで起れる加特力教的反動なかりせば、contractus trinus

は恐らく第十六世紀に於てすら教會法學者の間に一般の承認を得たりしなる可し。然り而して反宗教改革の運動が初めて鞏固なる地歩を取得せるミラノの地方法會議は早く既に一千五百六十五年元本の返償を保證せらるゝ組合の形式の下に契約を締結す可らざる旨を命じ、更らに一千五百八十六年シツクスタス五世 (Felice Peretti) の「嫌惡す可き」の告書は兩組合員の一方が損傷を蒙ることなくして資本を回復し得可き凡ゆる種類の契約を非議するに至れり。是に於て乎第十六世紀の後期を通じ大多數の加特力教神學者は「三重契約を以て不正なり」と主張せり。然れども反動は永く大勢を阻止すること能はずして、そは既に同世紀の後半に於てすら少くともナヴァラスの如き大教會法學者の解釋によりて容易に是認せられ得可きものと爲れり。即ち同告書は單純なる資本回収の契約を禁止するに過ぎずして明確なる保險の契約を禁止するものに非ず。且つ同告書は殊更らに借手を以て貧困にして窮迫せるものとして説くが故に、借手が盛大なる商人たる場合に觸るゝこと能はずと主張せられたるなり。斯くて又た「三重契約は次第に道德家殊に教會の倫理的標準をして日常生活の必要と餘りに激烈なる衝突

を來さしむるを防止せんとするに汲々たるイエヌイタ派の道德家によりて左祖せらるゝに至れり (Funk, Geschichte des kirchlichen Zinsverbotes, 1876, Ss. 58-60; Endemann, op. cit., i. 384-387; Ashley, op. cit., pp. 446-447; Cleary, op. cit., pp. 126 seq.)。

## 二十四

古典研究に由つて復活せる異教的精神と新大陸に於ける貴金屬の發見及び其他の刺激によつて誘起せしめられたる貪婪心とは之れと時を同じうして生じたる人心の宗教的釋放と結合して、近世的富の基礎を形成する經濟的資源の著大なる發達を導けるなり。而も進歩と貧困との嫌惡す可き對比は亦た茲に其の根柢を有するなり。洵に第十五世紀に於ける教會の廢頽墮落を知る者は人間生活の各部局に互つて之れを道德化するの勢力として羅馬法王を認めんとするは殆んどパラドックスたるの觀ありしなり。然れども法王の權威が一度び排除せられたる時、商業的精神の進前に對して有效なる反對論を提唱し、若しくは適切なる矯正策を提起し得るに足る勢力の存在を視ざることゝ爲れり。

舊教の反動は幾多の點に於て舊時の嚴厲なる倫理的標準に復歸せんとせるも

のなり。而して加特力教の改革家は、宛も其の事業に着手せる當時に於ける新教改革家と等しく、前代に於ける硬直なる準則を時代の變遷に伴れて既に其の適用を不可能ならしめたる現前の社會に盲目的に適用せんとせるものなり。然れども反動の氣運は縱令ひ神學上の見解に一時的變化を生ぜしむるに足るものありしと雖も、畢竟するに暫時思想の一般的移動を遲滯せしめたるに過ぎず。斯くて第十七世紀の初葉よりして教會の意見は次第に大勢に順應せんとするに至り、三重契約の如きも大體に於て是認せらるゝの傾向を示せり。而して英國の如き國家に在りては徴利禁止の時代は夙に去れり。固より同世紀に於ても猶ほ神學上及び法理上の基礎の上に一切の徴利を否定する者なきに非ざりしと雖も、彼れ等は多く皆な輿論が彼れ等に對して反對なるを自覺せるが如き口吻を漏しつゝあるを見るなり(前掲拙著三八三頁)。

斯くの如き間に於て次第に其の勢力を増大し來れる近世的國家は王權によりて支持せらるゝ國家的教會の權威に依りて基督教の傳統的倫理觀を維持せんことを努めたりと雖も(Cunningham, Christianity and Economic Science, 1914, p. 59.)然も理論

上よりして利子徴收の是非を論述するの時代は漸く過去に歸して、論者の注意は法制の改正に由り新たに論争の因を爲すに至りたる利率法定の是非及び其の程度如何の問題に向つて傾注せられたり。而して利子學説は今や宗教的、倫理的基礎を離れ、Justum Pretiumの學説との關係を斷ちて、政治經濟的見地よりして觀察せられ貿易平衡論と關聯して論述せられんとしつゝあるなり。

(附記) 保險史上よりモンテス・ピエタスを論じたるものに圖乾治氏の近業「モンテス・ピエタス」(三田學會雜誌第十五卷第八號所載あり。讀者諸君の參照を希望す。中世の英國に於ける利子徴收の禁止並びに近世に於ける其の限定に關しては前掲拙著三二頁以下並びに同三五頁以下を參照)。

(一九二一年十一月稿了)